

令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金申請書(新生児用)

福岡市長

申請日 年 月 日

▶ 申請が必要な方

以下の支給要件を満たす世帯のうち、
令和5年12月2日以降に生まれた児童(新生児)を扶養している世帯の世帯主

※既に支給案内通知書や確認書等にて、手続きが完了した児童分のこども加算は重複して受給できません。

支給要件

- 令和5年12月1日に福岡市に住民登録がある世帯の世帯主であること
- 世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税又は均等割のみ課税である世帯
※令和5年1月1日時点で世帯全員が海外にいた世帯は該当しません。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- 住民税が課されている親族等から扶養される者のみからなる世帯でないこと
- 他の市区町村で同制度による給付金を受給した又は受給する予定のある世帯でないこと
- 上記支給要件に該当する世帯の世帯主で、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)を扶養していること

1 申請者(世帯主)

上記支給要件及び裏面の【誓約・同意事項】について確認し、誓約・同意します。また、申し立て内容に相違ありません。

フリガナ 氏名	生年月日	現住所
署名(又は記名押印)	明治・大正・昭和 平成・令和	
印	年 月 日	電話

↑ 法定代理人申請の場合は記名のみでも可

2 対象児童 ※対象児童1人当たり5万円を支給します。

扶養児童(※)	フリガナ 氏名	世帯主との 関係	生年月日	現住所(世帯主と同じ場合は記載不要) ※別世帯で扶養している児童は、令和5年12月1日時点の住所
1 <input type="checkbox"/>			平・令 年 月 日	
2 <input type="checkbox"/>			平・令 年 月 日	
3 <input type="checkbox"/>			平・令 年 月 日	

※扶養している18歳以下の児童については扶養児童欄にチェック(☑)してください。

※既に支給案内通知書や確認書等にて、手続きが完了した児童分のこども加算は重複して受給できません。

裏面も必ずご確認ください

・太線枠内の該当項目を黒のボールペンなどで、はっきりと正確にご記入ください。
・消せるタイプのペンや鉛筆の使用はできません。

3 振込口座(原則、1の申請者(世帯主)の口座とします。) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金融機関名		支店名	種別	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カタカナ) ※「1」申請者(世帯主)名義とします ※通帳の表記に合わせてください
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 支店コード	普通		

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでお書きください	口座名義(カタカナ) ※「1」申請者(世帯主)名義とします ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1		

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、福岡市緊急支援給付金コールセンター(0120-103-525)にお問い合わせください。

4 代理人が受給・申請する場合 ※申請書記載の代筆など、支給口座の名義が申請者本人の場合には、代理人の欄の記載は不要です。(法定代理人を除く。)

フリガナ 代理人氏名	世帯主との関係 ※○で囲んでください	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所	
			電話	署名(又は記名押印) ↑法定代理の場合は署名不要です。
	1.同一世帯 2.法定代理人 3.その他()			
上記の者を代理人と認め、給付金の受給・申請を委任します。			世帯主氏名	印

※代理人が受給・申請する場合は、3に代理人名義の振込口座を記入してください。
 ※法定代理人による受給・申請の場合は、代理人氏名欄に自署又は記名押印してください。
 法定代理人が法人の場合は、代表者名を併記のうえ、代表者印を押印してください。

【誓約・同意事項】 ※以下の①～⑨の項目の全てを必ず確認してください。

物価高騰緊急支援給付金の支給対象となるには、以下の①～⑨の全ての事項について、誓約・同意いただく必要があります。

- ①表面の支給要件を全て満たしています。
- ②申請に必要な関係書類の提出を行います。
- ③世帯の中に、租税条約による住民税の免除の適用を受けている者はいません。
- ④既に同制度による給付金(対象児童分のこども加算)の支給を受けた世帯の世帯員ではありません。
- ⑤給付金の支給要件を満たしていることを確認するために福岡市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認や必要な資料の提供を他の行政機関等に求めることに同意し、他の行政機関からの同様の求めにも応じることに同意します。
- ⑥申請書の記載内容や添付書類に不備があり、市が定める期限までに必要な補正等が行われない場合には、市がこの申請が取り下げられたものとみなすことに同意します。
- ⑦この申請書及び提出された添付書類は、理由に関わらず不支給となった場合においても返却されないことに同意します。
- ⑧福岡市が支給決定した後に、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、令和6年9月30日(別世帯で扶養している18歳以下の児童分については令和6年5月31日)までに福岡市が申請者に連絡、確認を行うことができなかった場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑨給付金の支給後であっても、申請書の記載事項について虚偽があることが判明した場合や、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

下記の書類を、下記申請期限までに提出してください。(消印有効)

- 令和5年12月2日以降に生まれた児童(新生児)分については令和6年8月31日(土)まで
- 単身で寮に入っている等別世帯で扶養している18歳以下の児童分については令和6年4月30日(火)まで

提出書類

- 「令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金申請書」(本書)
- 『申請者(世帯主)の本人確認書類の写し』
※原則として住所・氏名・生年月日が記載された公的機関が発行した書類とします。
※有効期限があるものについては、期限が過ぎている場合は本人確認書類として認められません。
- 『振込口座を確認できる書類の写し』
- 『申請者(世帯主)と対象児童の関係性がわかる書類の写し』
※申請者(世帯主)と対象児童の世帯が異なる場合(例)戸籍謄本、住民票の写しなど
- 『令和5年度福岡市物価高騰緊急支援給付金(こども加算)申立書』
※別世帯で扶養している18歳以下の児童分を申請する場合のみ
- 代理人が受給・申請する場合は以下の書類を同封してください
 - ①代理人の本人確認書類の写し(法人の場合は、法人登記簿の写しと代表者の本人確認書類が必要)
 - ②世帯主と代理人との関係を証明する書類の写し(同一世帯員の場合は不要)
 ※詳しくは、コールセンター(0120-103-525)へお問い合わせください。